

**熊本県告示第195号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成15年2月28日から60日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成15年2月28日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	田代御船線	上益城郡御船町大字木倉字平	400.0	単道改
		同 所 同 字		
		4230番地先から		
		4206番地先まで		

2 供用開始する期日 平成15年3月10日

**熊本県告示第196号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成15年2月28日から60日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成15年2月28日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	443号	上益城郡御船町大字高木字小敷田 3140番4地先から	前	4.3 ～ 19.7	3,006.3	旧道移管
				14.0 ～ 73.0	2,357.6	
		同 所 大字木倉字片平町 168番2地先まで	後	5.4 ～ 73.0	3,075.7	
一般県道	田代御船線	上益城郡御船町大字木倉字平 4447番2地先から	前	4.8 ～ 16.0	699.5	旧道移管
				12.0 ～ 32.0	935.9	
		同 所 字前田 937番2地先まで	後	12.0 ～ 32.0	935.9	

2 区域変更する期日 平成15年3月31日

**熊本県告示第197号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成15年2月28日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 施行者の名称 荒尾市